

札幌市

SAPP
RO

こども発達支援

ガイドブック

乳幼児期



もくじ

はじめに 2 ページ

気づく

気がかりなことはありませんか 3 ページ

わかる

赤ちゃんはとっても小さな存在です 5 ページ

こんな接し方をこころがけましょう 6 ページ

つながる

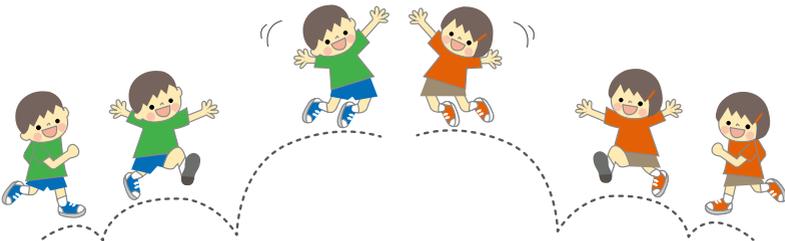
相談できるところ 7 ページ

子どもの発達支援に関する機関 10 ページ

資料

手当・手帳・様々な制度 12 ページ

公的機関連絡先一覧 16 ページ



子育てを頑張っているお母さんお父さんへ

待ちに待った我が子との出会い、こんなふうに育てほしいとたくさんの夢があったことと思います。しかし子どもは大人の思いどおりにはなかなか育てはくれません。

子どもはひとりひとり違うので、発達がゆっくりだったり、育ちのバランスがかたよったりする子どももいます。

そのため、実際の子育ては、思い描いた楽しいことばかりではなく「成長が心配で不安」「たいへん」「イライラしてしまう」「一生懸命やっているのにうまくいかない」と思うこともあります。また、近所の子どもと比べて育ちの違いに落ち込んだりすることもあるかもしれません。

でも安心して下さい。

今、子育てが心配で不安を持って悩んでいるお母さん お父さん。

私たちの住む札幌市には、子育ての悩みを一緒に考えたり、長年の経験や専門知識をもって支えてくれる人がたくさんいます。そしていろいろなサービスにつなげてくれるために相談するところや、実際にお子さんの発達を応援してくれる場所もたくさんあるのです。また、同じ悩みを持つお母さんやお父さんとの出会いもあります。このガイドブックには、子育てを応援してくれる情報がたくさんつまっています。

みなさんは、ひとりぼっちではありません。

お母さん お父さん 大切な子どもをみんなで育てていきましょう。人生で一番かわいいこの時期の子育てが楽しいものになるように、私たちは応援しています。そのためにこのガイドブックをお役立てください。

札幌市自立支援協議会子ども部会 部会長 北川聡子



気がかりなことはありませんか(0～3歳)

お子さんの行動で気になることはありませんか？
ここでは、発達のかたよりに気づくためのポイントになる点をご紹介します。
気になることがあったら、区の担当保健師さんなどに相談しましょう。

だっこしにくい
(後ろにのけぞるなど)



おっぴいの
飲みが悪い

目が合わない

なかなか
寝ない

人よりも
おもちゃにばかり
興味がある



人見知りをしない
または、
人見知りが激しい

おもちゃに興味を
もたない

指さしをしない

泣き出したら
止まらない

はいはいを
しない

すききらいが
激しい



場面に合わないことばを
多く話す

ことばの発達が遅い
好きなことはよく話す

両足で
ジャンプをしない

*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

気がかりなことはありませんか(3～6歳)

お子さんの行動で気になることはありませんか？
3歳以降になると、保育所や幼稚園での集団生活が始まります。
ここでは、この時期の気づきのポイントになる点をご紹介します。
気になることがあったら、保育所や幼稚園の先生などに相談しましょう。

こだわりが強い
(電車・恐竜など、
特定のテーマに深い
知識を持つ)

初めて会った人に、
ものおじしないで
話しかける

友達とのやりとり
が苦手

数字やひらがなを
早い時期から読む
ことができる

何かにつけて自分が
一番でないと、
気がすまない

おとなしすぎる

転んだり、
つまづいたり
しやすい

テレビやDVDの
せりふを
覚えて口にする

いつもと違うと
不安になる

落ち着きがない
待つことが
できない

興味がないことは
しない

味覚や音に
敏感



*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

赤ちゃんはとっても小さな存在です (0～3歳)

赤ちゃんは抱っこ・あやし・くすぐり・心地よい揺らしが大好きです。

生まれたばかりの赤ちゃんは、ほとんど眠っています。お腹が空いたり、オムツがぬれたりして泣きます。

泣いた時、ちょっと抱っこして目を見て笑顔でカワイイと小さい声で話しかけながら (これをあやしといいます)、少し縦ゆれに揺らしてみましょう。

その時、赤ちゃんの動きにあわせる気持ちが大切です。



かわいい
かわいい
よちよち

赤ちゃんのペースは赤ちゃんによって違います。

おっぱいの間隔や眠る時間は一人一人違います。

赤ちゃんにあわせて授乳したり、抱っこしたりします。



生後1～2ヶ月になると赤ちゃんの手足の動きは活発になります。

そっと手の指や足の指をつまんだり、手のひら、足の裏をコチョコチョ笑顔でくすぐってあげます。



1才を過ぎる頃になると何でも真似してやりたがります。

失敗してもイタズラしてもニコニコ見守って、後始末してあげると、失敗をこわがらないこどもに育ちます。

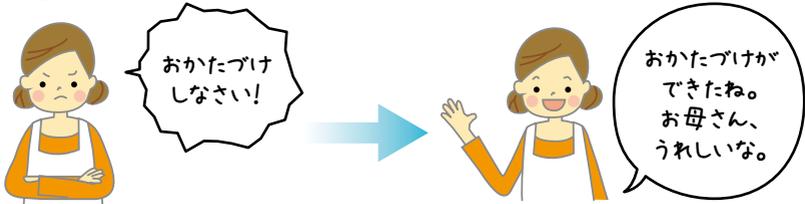


じょうずにできたね

こんな接し方を心がけましょう

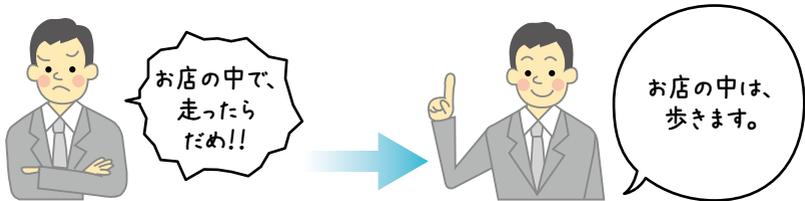
行動をほめてのばしましょう。

ほめられるとやる気が出て良い方向に向かいます。やる気が自信を生み、新しいことに挑戦する力になります。おこさんの「よさ」を見つけ、自信をもたせることが何より大切です。



注意する時は、穏やかな声で肯定的な言い方で伝えましょう。

子どもは否定的な言葉にとっても敏感です。肯定的な言い方をするように心がけましょう。



行動を受け入れ見守ってあげましょう。

「こだわりをやめさせようとするのではなく、うまく付き合っていく」ということが基本です。やめさせようとするのではなく、ひとまずその行動を受け入れ見守りましょう。ただ、人を巻き込み迷惑となるようなこだわり行動は、修正していくようにします。

不安やストレスが強いと、こだわりが強くなる場合があります。安心して生活できるように配慮しましょう。



相談できるところ **秘密は守られます。気軽に相談しましょう。**

子育ての相談ができるところ 母親同士が交流するところ



■各区保健センター（各区健康・子ども課）

育児の不安や悩みについて、保健師や保育士が電話や家庭訪問で相談に応じます。乳幼児の健診を行って、病気や異常の早期発見、発育や発達に合わせた保健指導、育児相談を行っています。

ことばの遅れ、友達と遊べないなど精神発達や心理面での心配のあるお子さんの来所相談も行っております。

* 問い合わせ先は、P.16 の一覧に掲載

■子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センター

保育士が育児相談をお受けします。常設の子育てサロンもあります。

* 問い合わせ先は、P.16 の一覧に掲載



発達に心配があるお子さんの 相談ができるところ

■児童福祉総合センター

児童相談所、発達医療センター、児童発達支援センターからなる複合施設です。18歳未満の子どもに関するさまざまなご相談に応じ、各種の福祉的援助を行っています。

【所在地】〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目

■児童相談所

児童福祉の専門機関で、18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、その子に最も適した指導や援助を行います。

【電話】011-622-8630

■発達医療センター

運動発達が遅い、言葉がなかなか出ない、上手に歩けないなど、子どもの発達に関する問題に対応する医療機関です。医師による外来診療のほか、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練、感覚統合訓練などを行います。

【所在地】札幌市児童福祉総合センター内（3・4階）【電話】011-622-8640

■札幌市児童心療センター

児童精神科として診断を行い、必要な治療及び療育上の助言を行います。

【所在地】札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21【電話】011-821-0070

■幼児教育センター

保護者の方やお子さんのご相談をお受けする他、来所相談の場合は必要に応じて心理検査を行い、お子さんの状況を客観的に把握し、助言や情報提供などを行います。札幌市教育センター3階にあります。また、各区の市立幼稚園においても、発達に心配のある幼児等をもつ保護者の相談を実施しています。(地域教育相談)

【所在地】 札幌市西区宮の沢 1-1 札幌市生涯学習総合センター(ちえりあ)内

【電話】 011-671-3454 **【Fax】** 011-671-3247

* 地域教育相談の予約も 671-3454 で受付 *

夜間・休日でも、電話等の相談ができます。

■子ども安心ホットライン(子ども虐待相談) 電話

夜間や休日にも対応。24時間365日体制で児童虐待や子育てに悩んでいる方などを対象にした電話相談を行っています。

相談時間：24時間(年中無休) 【電話】 011-622-0010

■児童家庭支援センター(電話・面談)

0歳～18歳未満の子どもとその保護者の方の教育上の悩み、いじめ、虐待などについて相談できる窓口です。相談は24時間(年中無休)対応しています。

<お問い合わせ先>

- 羊ヶ丘児童家庭支援センター (YOU 勇(ユーユー) コール)
札幌市豊平区月寒東1条17丁目4-33 **【電話】 011-854-2415**
- 興正こども家庭支援センター
札幌市北区新琴似4条9丁目1-1 **【電話】 011-765-1000**
- 札幌南子ども家庭支援センター
札幌市南区藤野6条2丁目427-4 **【電話】 011-591-2200**
- 札幌乳児院児童家庭支援センター
札幌市白石区川北2254-1 **【電話】 011-879-6264**



発達に心配のある方の相談支援事業所

発達に心配のある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じます。具体的には、日常生活上の支援を必要とする心身の発達に心配のある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。

* 事業所連絡先は、各区保健福祉課にてお問い合わせください。

障がい児等療育支援事業

発達に心配のあるお子さん、ご家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、療育指導や療育支援を行います。保育園や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

事業所名	区	住所	電話番号
社会福祉法人あむに・こ・ば	中央	南 13 条西 23 丁目 2-12	561-2271
社会福祉法人 はるにれの里 発達支援室 なっつ	西	西町南 7 丁目 1-41	080-3572-2255
社会福祉法人 麦の子会	東	北 36 条東 8 丁目 1-30	753-6468
社会福祉法人 北翔会	白石	川北 2254 番地 1	879-5555
社会福祉法人 楡の会	厚別	厚別町下野幌 49	898-3929

児童発達支援・福祉サービスを利用するには（新規に利用を希望する場合）



1	相 談	各区保健福祉課に相談します。
2	申 請	申請を行うと現在の生活や障害の状況についての調査（アセスメント）が行われます。
3	障害児支援 利用計画 案等提出	「障害児支援利用計画案（通所支援給付申請の場合）」もしくは「サービス等利用計画案（介護給付申請の場合）」を提出します。※申請者は、市指定（特定）相談支援事業所に利用計画案の作成を依頼します。事業者以外の者が作成することも可能です（セルフプラン）。
4	支給決定	調査の結果や「障害児相談支援利用計画案」「サービス等利用計画案」や申請者の要望などをもとに支給の要否・サービスの支給量等が決まり、通知され、受給者証が交付されます。（児童発達支援センターや児童発達支援事業利用の場合は「児童通所支援受給者証」。その他福祉サービスの場合は「福祉サービス受給者証」）
5	契 約	サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。市指定（特定）相談支援事業所が作成した「障害児支援利用計画」もしくは「サービス等利用計画」を市に提出します。
6	利用開始	サービスの利用を開始します。

子どもの発達支援に関係する機関

児童発達支援センター

■福祉型児童発達支援センター

主に知的発達に心配のある就学していない子どもを対象に、療育、指導を行い、日々の生活や遊びの中で、人との関わりを通して情緒の安定を図り、早期療育の場として、心身の発達を支援していくことを目的としています。

事業所名	所在地	電話	設置主体
はるにれ学園	中) 北7条西 26 丁目	622-8650	札幌市
かしわ学園	豊) 平岸5条 15 丁目 1-6	824-1981	札幌市
むぎのこ	東) 北 36 条東 10 丁目	753-6468	社福) 麦の子
きらめきの里	厚) 厚別町下野幌 49	898-3929	社福) 榆の会

■医療型児童発達支援センター

肢体不自由のある就学していない子どもを対象に、運動療法、保育(あそび)等の早期療育を行い、一人ひとりの心身の発達と生活の自立を支援していくことを目的としています。また、保護者の方に対しては、療育に関する知識の修得や日常生活、就学等についての相談援助を行っています。

事業所名	所在地	電話	設置主体
みかほ整肢園	東) 北 17 条東 5 丁目 2-1	731-5674	札幌市
ひまわり整肢園	豊) 平岸5条 15 丁目 1-6	824-1922	札幌市

児童発達支援事業

■児童発達支援事業

就学前の心身の発達に心配のあるお子さんに対して、通所事業を通して、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように援助することを目的としています。

■放課後等デイサービス事業

学校に通っている児童・生徒が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行っています。

事業所所在地については、各区保健福祉課(P.16)にお問い合わせいただくか、
http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_shiteijigyousyaichiran.html
 をご参照願います。

短期入所事業（ショートステイ）が利用できる場所

■短期入所事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設名	区	所在地	電話	法人(設置者)名
緑ヶ丘療育園	西	山の手3条12丁目3-12	611-9301	(社福) 緑花会
医療福祉センター札幌 あゆみの園	白石	川北 2254 番地 1	879-5555	(社福) 北翔会
北海道社会福祉事業団 もなみ学園	南	石山東3丁目5番1号	591-8434	(社福) 北海道 社会福祉事業団
ノピロ学園	清田	真栄 483 番地 4	887-3300	(社福) 札幌療育会

*このほかにも、短期入所事業を行っている事業所はあります。
各区の保健福祉課 (P.16 の一覧) にてお問い合わせください。



その他福祉サービス

訪問系・居住系の福祉サービスで就学前のお子さんが利用可能なサービスには、以下のものがあります。サービスの利用は、身体、知的又は精神に障がいのある方が対象となります。

■居宅介護

日常生活に支障のあるご家庭にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。病院・診療所に定期的に通院するなどに、車両への乗車・降車の介助なども行える（通院等介助）場合もあります。

■移動支援事業

屋外での移動が困難な方が外出する場合にヘルパーが、移動中や目的地において移動の介護や危険を回避するための支援などを行います。

■日中一時支援事業

障がいのある人（児・者）を介護している人が、病気・出産・事故・仕事等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に預かりお世話をします（宿泊は伴わない）。

問い合わせ：各区保健福祉課 (P.16 の一覧参照)

高額障害福祉サービス等給付費等

障害福祉サービス、障害児通所支援等に係る利用者負担について、世帯でひと月に支払ったこれらの利用者負担の合計額が一定の基準を超えた場合に、その基準を超えて支払った負担額を償還方法により支給し、世帯での負担額が過大にならないようにする仕組み。問い合わせ：各区保健福祉課 (P.16 の一覧参照)

手当・手帳・様々な制度

障害児福祉手当

- 対象…重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な 20 歳未満の児童に支給されます。
 - 金額…月額 14,280 円（平成 24 年 4 月 1 日現在）
 - 備考…施設等に入所中の方は支給対象外となります。また、受給者本人、配偶者及び扶養義務者の所得が所得制限限度額を超える場合は、手当の支給が停止されます。
- 問い合わせ：各区保健福祉課（P.16 の一覧参照）

特別児童扶養手当

- 対象…身体又は精神に重度、中度の障がいのある 20 歳未満の児童の父母などに支給されます。
 - 金額…1 級（重度）：月額 50,400 円（平成 24 年 4 月 1 日現在）
2 級（中度）：月額 33,570 円（平成 24 年 4 月 1 日現在）
 - 備考…次の場合、支給対象外となります。
 - ・児童が障害年金等を受給したとき
 - ・児童が施設等に入所しているときなど
 - ・また、受給者本人、配偶者及び扶養義務者の所得が所得制限限度額を超える場合は、手当の支給が停止されます。
- 問い合わせ：各区保健福祉課（P.16 の一覧参照）

身体障害者手帳

- 内容…身体に障害のある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって 1 級から 6 級までに区分されます。
 - 手続…申請には指定医師の診断書、写真、印鑑が必要です。
- 問い合わせ：各区保健福祉課（P.16 の一覧参照）

療育手帳

- 内容…児童相談所で知的障がいの判定を受けた人が対象となります。療育手帳の交付により、一貫した相談や援助を行うとともに、各種サービスを受けやすくすることを目的としています。
 - 手続…判定証明書、印鑑、本人の顔写真が必要です。
- 問い合わせ：各区保健福祉課（P.16 の一覧参照）

精神障害者保健福祉手帳

- 内容…精神障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって 1 級から 3 級までに区分されます。
 - 手続…医師の診断書、写真が必要です。
- 問い合わせ：各区保健福祉課（P.16 の一覧参照）

自立支援医療（育成医療）

- 内容…障がいのある又はその可能性のある児童が、指定医療機関で、手術などにより、その障がいを除去又は軽減するために必要な医療を受ける際に、医療費の自己負担を軽減するための制度です。
 - 対象…18歳未満の児童で、次の障がいがある又はその可能性のある方。
肢体不自由、視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障がい、内臓障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全
※外傷による急性期の治療については、対象となりません。
※その他、障がいや治療内容によっては対象にならない場合があります。
 - 備考…世帯の市町村民税所得割額が23万5千円以上のときは、対象外となることがあります。
また、世帯の所得状況に応じて自己負担額があります。
- 問い合わせ：各区健康・子ども課（P.16の一覧参照）

小児慢性特定疾患治療研究事業

- 内容…慢性の疾患により長期の療養を必要とし、さらに医療費の負担が大きい疾患を対象に、疾患の治療研究を推進するとともに、医療費の負担を軽減するための制度です。
 - 対象…18歳未満の児童で、次の疾患で治療を要する方。
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患
※疾患ごとに症状や治療内容などによる認定基準があります。
 - 備考…生計中心者の課税状況に応じて自己負担額があります。
- 問い合わせ：各区健康・子ども課（P.16の一覧参照）

重度心身障害者医療費助成

- 内容…重度心身障がい者に係る医療費の一部を助成することによって、重度心身障がい者の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図るもの。
 - 対象…次のアからウ全てに該当し、かつ①から③のいずれかに該当する方です。
 - ・ア．札幌市に住民登録をしていること
 - ・イ．健康保険に加入していること
 - ・ウ．生計を主として維持する方の前年（※）の所得が限度額未満であること
※新規申請時期によっては前々年
 - ①身体に障がいのある方で、1～3級（ただし、3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、または肝臓の機能障がいに限る）の身体障害者手帳をお持ちの方。
 - ②知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定（診断）された方。
※判定書は、札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北7条西26丁目【電話011-622-8620】）で交付されるもの（無料）
※診断書は区役所備え付けの様式で、精神科の医師により交付されるもの（有料）
 - ③精神障がいのある方で、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
※子ども医療費助成を受給している小・中学生、またはひとり親家庭等医療費助成を受給している親は、重度心身障がい者医療費受給者証との併給が可能です。
- 問い合わせ：各区保健福祉課（P.16の一覧参照）

乳幼児期 地域資源 マップ

City
of
Sapporo



各区保健センター

育児の方法、発育や発達など子育てについてのさまざまな心配事について保健師等が相談に応じています。

市児童心療センター

児童精神科として診察を行い、必要な治療及び療育上の助言を行います。

保育所・幼稚園

通っている保育所・幼稚園で、気になることの相談に応じています。

福祉サービス事業所

児童発達支援、日中一時支援、ショートステイなど生活するために必要な支援を行っています。

市児童相談所

お子さんの発達や行動など、子育てに関する悩みや相談に応じています。

ショートステイとは、保護者の方が病気その他の理由でお子さんを一時的に預けたいときに利用できる制度です。

地域の相談・支援の中核を担う機関として位置づけられています。

児童発達支援センター

発達の遅れや行動面など気になることの相談や早期療育の場として心身の発達を支援します。

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  中央区 はるにれ学園 |  東区 むぎのこ |
|  豊平区 かしわ学園 | みかほ整肢園 |
| ひまわり整肢園 |  厚別区 きらめきの里 |

区保育・子育て支援センター

子育てサロン等で保育士が子育て、心身の発達などについて相談に応じます。

専門医療機関

市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」

発達障がい（児）者への支援を総合的に行うことを目的にした機関です。



各区保健福祉課

区役所	電話番号(代表)	所在地
中央区役所	231-2400	中央区南3条西11丁目
北区役所	757-2400	北区北24条西6丁目
東区役所	741-2400	東区北11条東7丁目
白石区役所	861-2400	白石区本郷通3丁目北1-1
厚別区役所	895-2400	厚別区厚別中央1条5丁目
豊平区役所	822-2400	豊平区平岸6条10丁目
清田区役所	889-2400	清田区平岡1条1丁目
南区役所	582-2400	南区真駒内幸町2丁目
西区役所	641-2400	西区琴似2条7丁目
手稲区役所	681-2400	手稲区前田1条11丁目

保健センター

保健センター	電話番号	所在地
中央保健センター	511-7221	中央区南3条西11丁目
北保健センター	757-1181	北区北25条西6丁目
東保健センター	711-3211	東区北10条東7丁目
白石保健センター	862-1881	白石区本郷通3丁目北
厚別保健センター	895-1881	厚別区厚別中央1条5丁目
豊平保健センター	822-2400	豊平区平岸6条10丁目
清田保健センター	889-2400	清田区平岡1条1丁目
南保健センター	581-5211	南区真駒内幸町1丁目
西保健センター	621-4241	西区琴似2条7丁目
手稲保健センター	681-1211	手稲区前田1条11丁目

子育て支援センター

名称	電話番号	所在地
子育て支援総合センター	208-7961	中央区南3条西7丁目
区保育・子育て支援センター	電話番号	所在地
北(ちあふる・きた)	757-5381	北区北25条西3丁目
東(ちあふる・ひがし)	711-7807	東区北9条東7丁目
白石(ちあふる・しろいし)	868-3160	白石区本郷通3丁目北
豊平(ちあふる・とよひら)	851-2510	豊平区月寒東1条4丁目
清田(ちあふる・きよた)	883-3044	清田区真栄2条1丁目
西(ちあふる・にし)	613-7882	西区二十四軒3条5丁目
手稲(ちあふる・ていね)	681-3162	手稲区手稲本町3条2丁目



札幌市こども発達支援ガイドブック

平成25年4月発行

編集・発行 札幌市自立支援協議会子ども部会

監修 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2936